

# 国立大学法人九州大学予算決算及び出納事務取扱規程

平成16年度九大会規第2号  
制 定：平成16年 4月 1日  
最終改正：令和 6年 3月29日  
(令和5年度九大会規第9号)

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規程は、国立大学法人九州大会計規則（平成16年度九大会規第1号。以下「会計規則」という。）第53条の規定に基づき、国立大学法人九州大学（以下「本学」という。）の予算決算及び出納に関する事務の取扱いについて必要な事項を定め、当該事務の適正な処理を図ることを目的とする。

### (収入支出の年度所属区分)

第2条 会計規則第5条に規定する年度所属について、複数事業年度に係る場合は、原則として、次に掲げる日又は期間をもって区分する。

- (1) 費用発生及び資産計上に関する債務の計上日については、検査した日。
- (2) 継続して役務の提供を受ける場合については、請求書等に基づく計算期間。
- (3) 旅費については、旅行期間。ただし、旅行の性質上事業年度を区分しがたい場合は、帰着日をもって区分する。
- (4) 教育、研究及び診療等の実施による収益については、本学が行う役務等の提供が完了した日。
- (5) 前号の規定にかかわらず、運営費交付金、授業料、施設費、補助金等、事後に財源措置が行われる特定の費用及び寄附金については、収益として実現した日。

### (端数計算)

第3条 債権債務等の金額の計算において、確定金額に1円未満の端数があるときは、原則としてその端数については、切り捨てるものとする。

- 2 分割して履行すべき債権又は債務の分割金額に1円未満の端数があるときは、その端数は、最初の履行期に係る分割金額に合算する。
- 3 本学の債権者及び債務者が、端数計算について規定する法令等の適用を受けるときは、当該法令等の定めるところによる。

### (勘定科目)

第4条 会計規則第7条に規定する勘定科目は、別表1のとおりとする。

### (会計帳簿)

第5条 会計規則第7条に規定する会計帳簿は、主要簿及び補助簿とする。

- 2 主要簿とは、すべての取引を勘定科目に分類整理して作成する総勘定元帳をいう。
- 3 補助簿とは、各勘定の取引内容を明らかにする各勘定の内訳簿をいう。
- 4 主要簿と補助簿は、毎月末及び事業年度末に照合を行うものとする。

### (帳簿等の保存期間)

第6条 会計規則第7条、第9条及び第49条に規定する会計帳簿、会計伝票、予算等及び決算書類の保存期間は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 会計帳簿 10年
- (2) 会計伝票 7年
- (3) 証拠書類その他経理関係書類 7年
- (4) 予算、収支計画及び資金計画 10年
- (5) 財務諸表及び決算報告書並びに監事及び会計監査人の意見を記載した書面 30年
- (6) 決算に係る関係書類 10年

### (会計伝票の作成)

第7条 会計規則第7条に規定する会計伝票を作成するときは、作成年月日、勘定科目、取引先、金額、取引内容及びその他必要な事項をそれぞれ明記するとともに、当該取引に関する証拠書

類を添付するものとする。

- 2 前項に規定する証拠書類とは、原則として契約書、納品書、請求書、見積書、領収書、計算書及びこれらに類する書類とする。
- 3 証拠書類は、原則として日付順及び伝票番号順に編纂して保管しなければならない。

## 第2章 予算

### (予算単位)

第8条 総長は、本学の予算を適正に管理し執行するため、予算単位を定め、当該単位ごとに予算を配分しなければならない。

- 2 前項の予算単位は、別表2のとおりとする。

### (予算責任者)

第9条 前条に定める予算単位ごとに責任者を置き、予算責任者とする。

- 2 総長は、会計規則第4条の規定により、別表2のとおり、予算単位に配分した予算の管理及び執行に関する事務を予算責任者に分掌させるものとし、その処理に係る職務権限を委任するものとする。
- 3 予算責任者は、前項により配分された予算をさらに配分することができ、配分された者を予算管理者とする。
- 4 予算責任者は、予算管理者に予算を配分することによって、当該予算の管理及び執行に関する事務を予算管理者に分掌させ、その処理に係る職務権限を委任したものとみなす。

### (予算の執行)

第10条 予算責任者及び予算管理者は、会計規則第12条に規定する予算の用途を決定するときは、配分を受けた予算額及び執行状況を勘案して行わなければならない。

- 2 予算責任者は、予算差引簿を備え、当該予算単位内の予算の執行状況を把握しなければならない。

### (予算の流用)

第11条 予算責任者は、原則として、自ら定めた使用目的以外に予算を流用してはならない。ただし、総長が予算の実施上必要であると認めたときは、この限りではない。

### (予算の繰越)

第12条 予算責任者は、支出予算の経費の金額のうち、当該事業年度内に債務の計上がなされなかったものについて、総長が予算の実施上必要であると認めるときは、これを翌事業年度に繰り越して使用することができる。

## 第3章 予算の経理

### (事務処理)

第13条 契約、収入及び支出並びに決算（以下「予算の経理」という。）に関する事務は、総長又は国立大学法人九州大学における財務及び会計に関する職務権限委任規程（平成23年度九大会規第30号。以下「委任規程」という。）第2条第3項の規定により当該事務を専決された者若しくは同条第1項の規定により当該事務を委任された特定契約担当者及び特定徴収担当者が処理するものとする。

### (予算の経理)

第14条 予算の経理を行うときは、支出契約決議書、収入契約決議書及び会計伝票（以下「決議書等」という。）により適切に処理しなければならない。

### (勘定科目等の訂正)

第15条 勘定科目等に誤りがあることを発見したときは、決議書等により訂正しなければならない。

## 第4章 収入及び支出

### (預金口座等)

第16条 委任規程別表2により出納職員を置く事務部（以下「出納職員設置事務部」という。）の長は、預金口座又は貯金口座を設ける必要が生じたときは、取引金融機関指定申請書（別記様式第1号）を総長に提出し承認を受けなければならない。

2 総長は、前項の申請を承認し、会計規則第15条の規定に基づき取引金融機関（以下「銀行等」という。）を指定しようとするときは、取引金融機関指定通知書（別記様式第2号）を出納職員設置事務部の長に通知するものとする。

3 前2項の規定は、銀行等を変更又は廃止しようとする場合について準用する。  
（現金及び預金通帳等の保管）

第17条 現金、預金通帳、貯金通帳、信託証書、預り証書その他これらに準じる証書及び銀行等に登録した印鑑は、厳重に保管しなければならない。

（手許現金等）

第18条 会計規則第16条第2項に規定する業務上必要な場合で手許に保有できる現金及び預金とは、次の各号のとおりとする。

- (1) 旅費及び常用雑費その他の経費で常時小口の現金払いを必要とする場合の小口現金
- (2) 窓口収納業務において、釣り銭を必要とする場合の釣り銭資金
- (3) 遠隔地における旅費、常用雑費その他の経費の支払いとして資金を必要とする場合の手許預金

2 前項の規定により、保有できる限度額は、出納職員設置事務部ごとに財務部長が業務上必要であると認める額とする。

3 第1項の取扱いについては、別に定める。  
（収入の調査及び決定）

第19条 会計規則第17条の規定により、収入金を徴収しようとするときは、収入契約決議書、会計伝票及び契約書その他関係書類に基づいて、当該収入が法令、本学の会計規則等又は契約の趣旨に反していないか、収納額の誤りがないか、当該収入の所属事業年度、勘定科目等に誤りがないか、当該収入の納入者、納入期限及び振込口座が適正であるか等を調査し、調査の結果適正であると認めるときは、直ちに収入を決定しなければならない。

2 前項に掲げる以外の収入で納入の請求前に納付された本学の収入金があることを知ったときは、前項の規定による調査及び決定をしなければならない。

（調査及び決定の変更）

第20条 収入の調査及び決定をした後において、当該調査及び決定をした金額について、漏れ、誤謬等の理由により金額を変更しなければならないときは、直ちにその変更事由に基づく増加額又は減少額に相当する金額について収入を決定しなければならない。

（納入の請求及び収納）

第21条 請求は、請求書又は振込依頼書等の書面によるものとする。ただし、現金若しくは銀行等における口座振替若しくは口座振込により直ちに収納する場合又は予め定める決済による場合には、書面による請求を省略することができる。

2 収入金を収納したときは、受入先及び内容を確認のうえ領収証書を納入者に交付するものとする。ただし、銀行等における口座振替及び口座振込による収納をしたときは、領収証書を省略することができる。

3 銀行等における口座振替及び口座振込により行われた収納は、銀行振込通知書等により確認するものとする。

4 領収証書の発行及び管理は、厳正に行うものとする。

5 第1項本文及び第2項本文に規定する事務の処理に当たり、必要があると認める場合は、その事務の一部を本学の職員以外の者に委託して処理させることができる。

6 前項の規定により事務を委託するときは、当該事務の範囲その他事務の処理に当たり必要な事項を記載した契約書を作成しなければならない。

7 前2項の規定により、本学の職員以外の者に委託して事務を行わせたときは、当該事務の結果を確認しなければならない。

（小切手による収入金の収納）

第22条 小切手で収納するときは、次の各号のいずれかに該当し、かつ相手方の信用が確実と認められるものに限るものとする。

- (1) 国又は地方公共団体その他これらに準ずる者若しくは銀行の振出しに係る小切手
- (2) 銀行の支払保証付小切手
- (3) 前各号に掲げるもののほか、総長が特に必要と認めた金融機関の振出しに係る小切手又は支払保証付小切手

2 前項に規定する小切手であつて、呈示期間が満了に近づいているもの又は支払が不確実であると認められるものは、受領しないものとする。

(督促)

第23条 会計規則第18条に規定する督促は、督促状により行うものとする。ただし、必要に応じ、口頭をもって履行の督促を行うことができる。

(債権の効力の変更及び免除)

第24条 会計規則第19条第1号に規定する債権は、別に定めるところにより、履行延期の特約等を行うことができる。この場合において、債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げない。

2 前項の規定により履行延期の特約等をした債権のうち、別に定めるものについては、当該債権並びにこれに係る延滞金及び利息を免除することができる。

(支払の調査及び決定)

第25条 会計規則第20条の規定により、支出金の支払をしようとするときは、支払依頼一覧及び請求書等に基づいて、当該請求が正当であるか、当該支出が予算の範囲内であるか、所属事業年度に誤りがないか、支出金額の算定に誤りがないか等を調査し、適正であると認めるときは、支払の決定をしなければならない。

(支払方法)

第26条 支払は、原則として、銀行等の口座振込及び口座振替により行うものとする。

2 債権者の事情により前項に規定する方法により支払うことができないときは、債権者に小切手をもって支払をすることができる。

3 役員及び職員に対する支払その他取引上必要がある場合は、現金をもって支払うことができる。

(小切手による支払)

第27条 前条第2項の規定により小切手で支払をする場合は、会計伝票により小切手を発行し、当該会計伝票には小切手番号を記入するものとする。

2 小切手は、本学の代表者たる総長の名義で発行し、その都度、総長出納印を押印し、原則として線引きするものとする。

3 取消し又は書損の小切手については、無効の処理をしたうえ、小切手帳に添付して保存する。この場合、小切手に押印された総長出納印は抹消するものとする。

4 小切手に記載する金額は、当該小切手に係る支払人である銀行等の預金残高の範囲内でなければ、小切手を発行してはならない。

(現金による支払)

第28条 第18条に規定する手許現金等を除く現金により支払をする場合は、銀行等において現金の引き出し後、速やかに支払うものとする。

2 現金の引き出しは、払出請求書により行うものとする。

3 払出請求書への押印は、金額・金種等の記入及び確認の上、行うものとする。

(領収書等の徴収)

第29条 債権者の指定する預金口座へ振り込むことにより支払を行った場合は、当該振込銀行から振込金受領書(これに代わる書面を含む。)を徴さなければならない。

2 債権者に小切手または現金により支払いを行った場合は、当該債権者から領収証書を徴さなければならない。

(前払い)

第30条 会計規則第21条の規定により、前払いをすることができるのは、次に掲げる経費に限る。

- (1) 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社により前金払の保証がされた同条第1項に規定する公共工事の代価
  - (2) 外国から購入する機械、機械部品、航空機、航空機部品、航空機専用工具、図書、標本又は実験用材料の代価（購入契約に係る機械、機械部品、航空機、航空機部品、航空機専用工具、図書、標本又は実験用材料を当該契約の相手方が外国から直接購入しなければならない場合におけるこれらの物の代価を含む。）及び外国から提供される役務の代価
  - (3) 定期刊行物の代価及び日本放送協会に支払う受信料
  - (4) 土地及び家屋の借料
  - (5) 会場借上料及び施設使用料
  - (6) 運賃
  - (7) 保険料
  - (8) 官公署又はこれに準ずる機関に対して支払う経費
  - (9) 外国で研究又は調査に従事する者に支給する学資金その他の給与
  - (10) 研修会、講習会等の研修料、講習料等及びテキスト代
  - (11) 学会、国際会議等の参加費、入会費及び年会費
  - (12) 委託費
  - (13) 諸謝金
  - (14) 前各号に掲げるもののほか、総長が特に必要と認める経費
- 2 大学クレジットカードの利用代金については、前払いをすることができる。

（仮払い）

第31条 会計規則第21条の規定により、仮払いをすることができるのは、次に掲げる経費に限る。

- (1) 旅費
- (2) 官公署又はこれに準ずる機関に対して支払う経費
- (3) 委託費
- (4) 外国において研究を行うために必要な経費
- (5) 前各号に掲げるもののほか、総長が特に必要と認める経費

（立替払い）

第32条 会計規則第22条の規定により立替払いできるのは、次に掲げる経費に限る。

- (1) 有料道路通行料及び自動車燃料費
- (2) 出張先での自動車修理代
- (3) 駐車料
- (4) 郵送料及び宅配料
- (5) 公共交通機関又は有料道路の回数券等
- (6) 研修会、講習会等の研修料、講習料等及びテキスト代
- (7) 学会、国際会議等の参加費、入会費及び年会費
- (8) 論文の投稿、校正、翻訳及び別刷に係る経費
- (9) 書類等の焼却料
- (10) 官公庁に係る手数料
- (11) 出張先での書籍、雑誌等の購入費及び文献複写料
- (12) 現金又はクレジットカードによる支払いでしか取扱わない業者との契約代金
- (13) その他業務遂行上、やむを得ない場合

2 前項第13号の規定により立替払いをするときは、あらかじめ総長の承認を受けるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、予算管理者発注（国立大学法人九州大学における財務及び会計に関する職務権限委任規程（平成23年度九大会規第30号）別表2に規定する取扱いをいう。）をすることができる者は、予算管理者発注をすることができる金額の範囲内に限り、第1項第13号の規定により立替払いをすることができる。

(返納金の戻入)

第33条 支払済みとなった支払金の返納金は、その支払った予算に戻入れることができる。ただし、その返納金が前事業年度以前の支払に係るものである場合には、戻入れた事業年度の雑収入として受け入れるものとする。

2 前項に規定する返納金の戻入は、会計伝票により行うものとする。

(残高照合)

第34条 現金現在高については、毎日出納が終了したときに、現金残高と現金出納簿の残高とを照合しなければならない。

2 預金現在高については、月末及び必要があるときに、預金残高と預金出納簿の残高とを照合しなければならない。なお、毎事業年度末及び必要があるときは、銀行等から預金残高証明書を徴し、預金出納簿と照合しなければならない。

(現金の過不足)

第35条 現金に過不足が発生した場合は、直ちにその原因を調査しなければならない。なお、調査後においても不明な場合は、「現金過不足」として処理するものとする。

(有価証券の取扱い及び評価)

第36条 有価証券の收受又は払出に際しては、有価証券台帳(別記様式第3号)に明細を記載するものとする。

2 有価証券の評価基準及び評価方法は次の各号に掲げるところによる。

- (1) 売買目的有価証券 時価法(売却原価は移動平均法による)
- (2) 満期保有目的債券 償却原価法
- (3) 関係会社株式 移動平均法による原価法(持分相当額が下落した場合は、持分相当額)
- (4) その他有価証券 期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法による)

## 第5章 決算

(月次決算)

第37条 会計規則第47条に規定する月次決算は、次の各号に掲げる月次決算報告書により行うものとする。

- (1) 合計残高試算表 別記様式第4号
- (2) その他必要とする資料

(決算書類)

第38条 会計規則第49条に規定する決算書類の様式は、附属明細書及びその他必要と認める書類を除き、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 貸借対照表 別記様式第5号
- (2) 損益計算書 別記様式第6号
- (3) 純資産変動計算書 別記様式第7号
- (4) キャッシュ・フロー計算書 別記様式第8号
- (5) 利益の処分又は損失の処理に関する書類 別記様式第9号

## 第6章 事故報告及び弁償

(事故報告)

第39条 出納職員設置事務部の長は、保管に係る現金若しくは有価証券の亡失又は毀損(以下「現金等の亡失等」という。)した事実を発見したとき及び報告を受けたときは、必要な措置をとるとともに、当該事実を調査し、速やかに事故報告書(別記様式第10号)を総長に提出しなければならない。

(弁償額)

第40条 出納職員設置事務部の長は、前条に掲げる事実が発生したときは、次に掲げる事項を調査し、総長に報告するものとする。

- (1) 関係者の所属、職名及び氏名
- (2) 関係者の弁償責任の有無及びその理由

- (3) 弁償責任がある場合の弁償すべき額
- (4) 事故後に講じた措置及び今後の防止策
- (5) その他の報告事項

2 前項第3号に規定する弁償すべき額は、現金等の亡失等にあつては当該現金又は有価証券の額とし、それ以外の場合にあつては、業務の責任により生じた額とする。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年度九大会規第20号)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年度九大会規第4号)

この規程は、平成17年7月15日から施行し、平成17年7月1日から適用する。

附 則 (平成17年度九大会規第10号)

この規程は、平成17年11月1日から施行する。

附 則 (平成17年度九大会規第19号)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年度九大会規第5号)

この規程は、平成18年5月1日から施行する。

附 則 (平成18年度九大会規第6号)

この規程は、平成18年6月1日から施行する。

附 則 (平成18年度九大会規第7号)

この規程は、平成18年7月1日から施行する。

附 則 (平成18年度九大会規第8号)

この規程は、平成18年10月1日から施行する。

附 則 (平成18年度九大会規第13号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年度九大会規第2号)

この規程は、平成19年6月18日から施行し、平成19年3月30日から適用する。

附 則 (平成19年度九大会規第4号)

この規程は、平成19年7月20日から施行し、平成19年7月2日から適用する。

附 則 (平成19年度九大会規第9号)

この規程は、平成19年11月1日から施行する。

附 則 (平成19年度九大会規第14号)

この規程は、平成20年3月31日から施行する。

附 則 (平成19年度九大会規第16号)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年度九大会規第1号)

この規程は、平成20年4月17日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則 (平成20年度九大会規第10号)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年度九大会規第1号)

この規程は、平成21年6月1日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則 (平成21年度九大会規第5号)

この規程は、平成21年8月1日から施行する。ただし、この規程による改正後の国立大学法人九州大学予算決算及び出納事務取扱規程別表2中のシンクロトン光利用研究センターに係る規定は、平成21年7月1日から適用する。

附 則 (平成21年度九大会規第11号)

この規程は、平成21年9月1日から施行する。

附 則 (平成21年度九大会規第12号)

この規程は、平成21年10月1日から施行する。

附 則 (平成21年度九大会規第23号)

この規程は、平成22年3月31日から施行する。

附 則 (平成21年度九大会規第28号)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年度九大会規第2号)

この規程は、平成22年4月28日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則 (平成22年度九大会規第9号)

この規程は、平成22年7月1日から施行する。

附 則 (平成22年度九大会規第14号)

1 この規程は、平成22年8月1日から施行する。ただし、別表第2の応用知覚研究センターに係る改正規定は、同年9月1日から施行する。

2 この規程による改正後の別表第1の規定は、平成22年6月30日から適用する。

附 則 (平成22年度九大会規第19号)

この規程は、平成22年10月1日から施行する。

附 則 (平成22年度九大会規第24号)

この規程は、平成22年12月1日から施行する。

附 則 (平成22年度九大会規第30号)

この規程は、平成23年1月1日から施行する。

附 則 (平成22年度九大会規第36号)

この規程は、平成23年3月28日から施行し、同年3月1日から適用する。

附 則 (平成22年度九大会規第40号)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年度九大会規第9号)

この規程は、平成23年10月1日から施行する。

附 則 (平成23年度九大会規第18号)

この規程は、平成24年1月1日から施行する。

附 則 (平成23年度九大会規第23号)

この規程は、平成24年3月28日から施行し、同年3月1日から適用する。

附 則 (平成23年度九大会規第24号)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年度九大会規第3号)

この規程は、平成24年10月1日から施行する。

附 則 (平成24年度九大会規第6号)

この規程は、平成24年12月1日から施行する。

附 則 (平成24年度九大会規第8号)

この規程は、平成25年2月1日から施行する。

附 則 (平成24年度九大会規第12号)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年度九大会規第6号)

この規程は、平成25年11月1日から施行する。

附 則 (平成25年度九大会規第8号)

この規程は、平成25年12月1日から施行する。

附 則 (平成25年度九大会規第10号)

この規程は、平成25年12月26日から施行し、この規程による改正後の国立大学法人九州大学予算決算及び出納事務取扱規程の規定は、平成25年11月19日から適用する。

附 則 (平成25年度九大会規第14号)

この規程は、平成26年3月1日から施行する。

附 則（平成25年度九大会規第16号）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年度九大会規第3号）

この規程は、平成26年12月1日から施行する。

附 則（平成26年度九大会規第5号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。ただし、別表1並びに別記様式第5号及び別記様式第9号に係る改正規定は、平成27年3月31日から施行する。

附 則（平成27年度九大会規第5号）

この規程は、平成27年11月10日から施行する。ただし、別表1貸借対照表勘定科目に係る改正規定は、平成27年10月1日から適用する。

附 則（平成27年度九大会規第9号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。ただし、この規程による改正後の国立大学法人九州大学予算決算及び出納事務取扱規程別表1の損益計算書勘定科目のうち「貸倒引当金戻入益」、「未収学生納付金収入徴収不能引当金戻入益」、「未収附属病院収入徴収不能引当金戻入益」及び「その他未収入金徴収不能引当金戻入益」並びに別記様式第6号中の「(何) 引当金戻入益」に係る規定は、平成28年2月1日から適用し、改正後の別表1の損益計算書勘定科目のうち「工業所有権仮勘定見返運営費交付金等戻入（臨時）」、「工業所有権仮勘定見返補助金等戻入（臨時）」及び「工業所有権仮勘定見返寄附金戻入（臨時）」に係る規定は、平成28年3月31日から適用する。

附 則（平成28年度九大会規第2号）

この規程は、平成28年7月21日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成28年度九大会規第3号）

この規程は、平成28年10月1日から施行する。

附 則（平成28年度九大会規第6号）

この規程は、平成29年1月1日から施行する。

附 則（平成28年度九大会規第7号）

この規程は、平成29年3月1日から施行する。

附 則（平成28年度九大会規第9号）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年度九大会規第3号）

この規程は、平成30年3月1日から施行する。ただし、この規程による改正後の国立大学法人九州大学予算決算及び出納事務取扱規程別表1の損益計算書勘定科目のうち「環境対策費」に係る規定は、平成29年4月1日から適用する。

附 則（平成29年度九大会規第4号）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年度九大会規第3号）

1 この規程は、平成30年10月1日から施行する。ただし、別表2の五感応用デバイス研究開発センターに係る改正規定は、平成30年11月1日から施行する。

2 別表1に係る改正規定は、平成30年7月18日から適用する。

附 則（平成30年度九大会規第7号）

この規程は、平成30年12月1日から施行する。

附 則（平成30年度九大会規第13号）

この規程は、平成31年1月1日から施行する。

附 則（平成30年度九大会規第19号）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年度九大会規第3号）

この規程は、令和元年8月1日から施行する。

附 則（令和元年度九大会規第4号）

この規程は、令和元年12月1日から施行する。

附 則（令和元年度九大会規第6号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年度九大会規第8号）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年度九大会規第3号）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年度九大会規第2号）

この規程は、令和4年7月4日から施行し、令和4年4月1日から適用する。ただし、この規程による改正後の国立大学法人九州大学予算決算及び出納事務取扱規程別表2の持続的共進化地域創成拠点に係る規定は、令和4年6月1日から適用する。

附 則（令和4年度九大会規第10号）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年度九大会規第3号）

この規程は、令和5年10月1日から施行する。

附 則（令和5年度九大会規第9号）

1 この規程は、令和6年3月31日から施行する。

2 この規程による改正後の国立大学法人九州大学予算決算及び出納事務取扱規程別表2及び別記様式第9号については、令和6年4月1日から適用する。

別表 1 (第 4 条関係)

貸借対照表勘定科目

		勘 定 科 目			
資産の部	固定資産	有形固定資産	土地	土地	
				土地減損損失累計額	
			建物	建物	
				建物減価償却累計額	
				建物減損損失累計額	
				建物附属設備	
				建物附属設備減価償却累計額	
				建物附属設備減損損失累計額	
			構築物	構築物	
				構築物減価償却累計額	
				構築物減損損失累計額	
			機械装置	機械装置	
				機械装置減価償却累計額	
				機械装置減損損失累計額	
			工具器具備品	工具器具備品(絵画以外)	
				絵画・調度品	
				工具器具備品減価償却累計額	
				工具器具備品減損損失累計額	
			医療用機器	医療用機器	
				医療用機器減価償却累計額	
				医療用機器減損損失累計額	
			図書	図書	
				図書仮勘定	
			美術品・收藏品		
			船舶	船舶	
				船舶減価償却累計額	
				船舶減損損失累計額	
			車両運搬具	車両運搬具	
		車両運搬具減価償却累計額			
		車両運搬具減損損失累計額			
		建設仮勘定			
		その他有形固定資産	その他有形固定資産	航空機	
生物					
研究用放射性同位元					
医療用放射性同位元					
その他有形固定資産					
航空機減価償却累計額					
生物減価償却累計額					
研究用放射性同位元素減価償却累計額					
医療用放射性同位元素減価償却累計額					
その他有形固定資産減価償却累計額					
航空機減損損失累計額					
生物減損損失累計額					
研究用放射性同位元素減損損失累計額					
医療用放射性同位元素減損損失累計額					
その他有形固定資産減損損失累計額					
無形固定資産	特許権				
	借地権				

貸借対照表勘定科目

		勘 定 科 目				
			商標権			
			実用新案権			
			意匠権			
			鉱業権			
			漁業権			
			ソフトウェア			
			工業所有権仮勘定			
			その他無形固定資産	著作権		
				水道施設利用権		
				電気施設利用権		
		電話加入権				
			その他無形固定資産			
		投資その他の資産	投資有価証券			
			関係会社株式			
			その他の関係会社有価証券			
			減価償却引当特定資産	減価償却引当特定資産(現金及び預金)		
				減価償却引当特定資産(有価証券)		
			国立大学法人等償還引当特定資産			
			出資金			
			長期貸付金	長期貸付金		
					長期貸付金貸倒引当金	
			関係法人長期貸付金	関係法人長期貸付金		
					関係法人長期貸付金貸倒引当金	
			破産債権, 再生債権, 更生債権その他これらに準ずる債権	破産債権, 再生債権, 更生債権その他これらに準ずる債権		
					破産債権, 再生債権, 更生債権その他これらに準ずる債権貸倒引当金	
			長期前払費用			
			未収財源措置予定額			
その他	長期性預金					
	敷金保証金					
	長期立替金					
	その他投資その他の資産	その他投資その他の資産	その他投資その他の資産			
		その他投資その他の資産貸倒引当金				
流動資産	現金及び預金	現金				
		現金過不足				
		小口現金				
		釣銭資金				
		当座預金				
		普通預金				
		通知預金				
		定期預金				
		郵便貯金				
		別段預金				
		金銭信託				
		外貨普通預金				
		外貨定期預金				
		その他預金				
		未収学生納付金収入	未収学生納付金収入			
				未収学生納付金収入徴収不能引当金		
		未収附属病院収入	未収附属病院収入			
				未収附属病院収入徴収不能引当金		
		その他未収入金	その他未収入金			
			その他未収入金徴収不能引当金			
	受取手形	受取手形				

貸借対照表勘定科目

		勘 定 科 目		
			受取手形貸倒引当金	
	契約資産	契約資産		
		契約資産貸倒引当金		
	金銭の信託	金銭の信託		
	有価証券			
	一年以内償還予定国立大学法人等債償還引当特定資産			
	たな卸資産	商品		
		製品, 副産物及び作業くず		
		半製品		
		原料及び材料		
		仕掛品		
		消耗品等(貯蔵品)		
	医薬品及び診療材料	医薬品		
		診療材料		
	前渡金			
	前払費用	前払費用		
		前払費用(労災保険料)		
		前払費用(雇用保険料)		
		前払費用(労災保険料-雑給等事業主負担)		
	未収収益			
	短期貸付金	短期貸付金		
		短期貸付金貸倒引当金		
	関係法人短期貸付金	関係法人短期貸付金		
		関係法人短期貸付金貸倒引当金		
	未収消費税等			
	その他(流動資産)	立替金		
		仮払金	旅費仮払金	
			給与仮払金	
			手数料仮払金	
			その他仮払金	
		相殺		
		相殺(資産除去債務)		
		相殺(内部取引)		
		未収不用財産処分収入		
		預け金		
		その他流動資産		
		その他流動資産貸倒引当金		
負債の部	固定負債	長期繰延補助金等		
		長期寄附金債務		
		長期前受受託研究費等	長期前受受託研究費	長期前受受託研究費(国)
				長期前受受託研究費(地公体)
				長期前受受託研究費(独法)
				長期前受受託研究費(国大)
				長期前受受託研究費(株)
				長期前受受託研究費(その他)
		長期前受共同研究費	長期前受共同研究費	長期前受共同研究費(国)
				長期前受共同研究費(地公体)
				長期前受共同研究費(独法)
				長期前受共同研究費(国大)

貸借対照表勘定科目

		勘 定 科 目			
				長期前受共同研究費(株)	
				長期前受共同研究費(その他)	
		長期前受受託事業費等	長期前受受託事業費	長期前受受託事業費(国)	
				長期前受受託事業費(地公体)	
				長期前受受託事業費(独法)	
				長期前受受託事業費(国大)	
				長期前受受託事業費(株)	
				長期前受受託事業費(その他)	
			長期前受共同事業費	長期前受共同事業費(国)	
				長期前受共同事業費(地公体)	
				長期前受共同事業費(独法)	
				長期前受共同事業費(国大)	
				長期前受共同事業費(株)	
				長期前受共同事業費(その他)	
		大学改革支援・学位授与機構債務負担金			
		長期借入金	長期借入金		
				長期無利子借入金	
		国立大学法人等債	国立大学法人等債		
				債券発行差額	
		引当金	退職給付引当金	退職給付引当金	
				役員退職給付引当金	
				追加退職給付引当金	
				保証債務損失引当金	
				特別修繕引当金	
				環境対策引当金(固定負債)	
				その他引当金(固定負債)	
		長期未払金			
		長期リース債務			
		長期PFI債務			
		資産除去債務(固定負債)			
		長期前受金			
		長期預り金	長期預り金		
		その他固定負債	長期預り補助金等		
			その他固定負債		
			預り敷金保証金		
	流動負債	運営費交付金債務			
		承継剰余金債務			
		授業料債務			
		預り施設費			
		預り補助金等			
		寄附金債務			
		前受受託研究費等	前受受託研究費	前受受託研究費(国)	
				前受受託研究費(地公体)	
				前受受託研究費(独法)	
				前受受託研究費(国大)	
				前受受託研究費(株)	
				前受受託研究費(その他)	

貸借対照表勘定科目

勘定科目		目			
	前受共同研究費	前受共同研究費	前受共同研究費(国)		
			前受共同研究費(地公 体)		
			前受共同研究費(独 法)		
			前受共同研究費(国 大)		
			前受共同研究費(株)		
			前受共同研究費(その 他)		
			前受受託事業費等	前受受託事業費	前受受託事業費(国)
					前受受託事業費(地公 体)
					前受受託事業費(独 法)
					前受受託事業費(国 大)
	前受受託事業費(株)				
	前受受託事業費(その 他)				
	前受共同事業費	前受共同事業費	前受共同事業費(国)		
			前受共同事業費(地公 体)		
			前受共同事業費(独 法)		
			前受共同事業費(国 大)		
			前受共同事業費(株)		
			前受共同事業費(その 他)		
	前受金				
	科学研究費助成事業 等預り金	科学研究費助成事業 等預り金			
	科研費等未払金				
預り金	共済組合費預り金	長期掛金預り金			
		短期掛金預り金			
		介護掛金預り金			
		共済厚生年金保険料 預り金			
		退職等年金掛金預り金			
	源泉所得税預り金	給与所得税預り金			
		賞与所得税預り金			
	宿舍使用料預り金	大学所有宿舍使用料 預り金			
		合同宿舍使用料預り金			
	住民税預り金				
	共済貸付返済元利預り 金				
	財形貸付返済元利預り 金				
	財産形成貯蓄預り金				
	共済貯蓄預り金				
	団体積立終身保険掛 金預り金				
	社会保険料預り金	健康保険料預り金			
		厚生年金保険料預り金			
		介護保険料預り金			
	雇用保険料預り金				
	生命保険料掛金預り金				
	障害保険料掛金預り金				
	労働組合費預り金				
	親睦会費預り金				
	預り銀行手数料				
	組合費預り金				
	その他預り金	その他預り金			
診療過誤納分預り金					
預り金未払金					
短期借入金					

貸借対照表勘定科目

		勘 定 科 目			
		一年以内償還予定大学改革支援・学位授与機構債務負担金			
		一年以内返済予定長期借入金	一年以内返済予定長期借入金		
			一年以内返済予定長期無利子借入金		
		一年以内償還予定国立大学法人等債	一年以内償還予定国立大学法人等債		
			債券発行差額		
		未払金			
		契約負債			
		リース債務			
		PFI債務			
		前受収益			
		未払費用			
		未払消費税等			
		未払国庫納付金			
		その他流動負債	仮受金	仮受金	
				仮受金(授業料)	
				仮受戻入金	
			その他流動負債		
		引当金	賞与引当金		
			特別修繕引当金(流動負債)		
			環境対策引当金(流動負債)		
			その他引当金(流動負債)		
		資産除去債務(流動負債)			
純資産の部	資本金	政府出資金			
		その他出資金			
	資本剰余金	資本剰余金	資本剰余金—施設費		
			資本剰余金—運営費交付金		
			資本剰余金—授業料		
			資本剰余金—補助金等		
			資本剰余金—寄附金等		
			資本剰余金—目的積立金		
			資本剰余金—前中期目標期間繰越積立金	資本剰余金—前中期目標期間繰越積立金(積立金)	
				資本剰余金—前中期目標期間繰越積立金(目的積立金)	
			資本剰余金—減資差益		
			資本剰余金—その他		
		減価償却相当累計額			
		減損損失相当累計額			
		有価証券損益相当累計額(確定)			
		有価証券損益相当累計額(その他)			
		利息費用相当累計額			
		除売却差額相当累計額	売却益相当累計額-政府出資金		
			売却損相当累計額-政府出資金		

貸借対照表勘定科目

		勘 定 科 目			
			除却相当累計額-政府 出資金		
			納付差額		
			除却相当累計額-施 設費		
			除却相当累計額-運 営費交付金		
			除却相当累計額-授 業料		
			除却相当累計額-補 助金等		
			除却相当累計額-寄 附金等		
			除却相当累計額-目 的積立金		
			除却相当累計額-前 中期繰越(積立金)		
			除却相当累計額-前 中期繰越(目的積立 金)		
			除却相当累計額-無 償譲与		
			除却相当累計額-自 己収入(保険金収入)		
			除却相当累計額-施 設費等(建仮承継)		
			除却相当累計額-自 己収入(出資相当)		
			除却相当累計額-自 己収入(売却差益)		
		民間出えん金			
利益剰余金	前中期目標期間繰越 積立金	前中期目標期間繰越 積立金-積立金			
		前中期目標期間繰越 積立金-目的積立金			
	目的積立金	教育研究診療等充実 積立金			
	積立金				
	当期末処分利益(また は当期末処理損失)				
評価・換算差額等	その他有価証券評価 差額金				

損益計算書勘定科目

		勘定科目			
経常費用	業務費	教育経費	消耗品費		
			備品費		
			印刷製本費		
			水道光熱費	電気料	
				上下水道料	
				ガス料	
				重油料	
				その他光熱費	
			旅費交通費	教員旅費	
				職員旅費	
				外国人教師等招聘帰国旅費	
				赴任旅費	
				交通費	
				院生等旅費	
			通信運搬費	通信費	
				運搬費	
			賃借料	土地賃借料	
				建物賃借料	
				その他賃借料	
			車両燃料費		
			福利厚生費		
			保守費		
			修繕費		
			損害保険料		
			広告宣伝費		
			行事費		
			諸会費		
			会議費等		
			報酬・委託・手数料	報酬謝金費	
				業務委託費	
				支払手数料	
			奨学費		
減価償却費	建物減価償却費				
	建物附属設備減価償却費				
	構築物減価償却費				
	機械装置減価償却費				
	工具器具備品減価償却費				
	医療用機器減価償却費				
	船舶減価償却費				
	航空機減価償却費				
	車両運搬具減価償却費				
	生物減価償却費				
	研究用放射性同位元素減価償却費				
	その他の有形固定資産減価償却費				
	無形固定資産減価償却費				
貸倒損失					
徴収不能引当金繰入額	未収学生納付金収入				
	徴収不能引当金繰入額				
被服費					
図書費					
支払リース料					
PFI費用					
交際費					
薬物費					
徴収不能額					
貸倒引当金繰入額					
雑費					
租税公課					
利息費用					
除去費用					

損益計算書勘定科目

勘定科目				
	研究経費	内部仕入		
		消耗品費		
		備品費		
		印刷製本費		
		水道光熱費	電気料	
			上下水道料	
			ガス料	
			重油料	
			その他光熱費	
		旅費交通費	教員旅費	
			職員旅費	
			外国人教師等招聘帰国旅費	
			赴任旅費	
			交通費	
			院生等旅費	
		通信運搬費	通信費	
			運搬費	
		賃借料	土地賃借料	
			建物賃借料	
			その他賃借料	
		車両燃料費		
		福利厚生費		
		保守費		
		修繕費		
		損害保険料		
		広告宣伝費		
		行事費		
		諸会費		
		会議費等		
		報酬・委託・手数料	報酬謝金費	
			業務委託費	
			支払手数料	
		減価償却費	建物減価償却費	
			建物附属設備減価償却費	
			構築物減価償却費	
			機械装置減価償却費	
			工具器具備品減価償却費	
			医療用機器減価償却費	
			船舶減価償却費	
			航空機減価償却費	
車両運搬具減価償却費				
生物減価償却費				
研究用放射性同位元素減価償却費				
その他の有形固定資産減価償却費				
無形固定資産減価償却費				
貸倒損失				
徴収不能引当金繰入額				
被服費				
図書費				
支払リース料				
PFI費用				
交際費				
薬物費				
徴収不能額				
貸倒引当金繰入額				
雑費				
租税公課				
利息費用				
除去費用				
内部仕入				

損益計算書勘定科目

		勘 定 科 目					
		診療経費	材料費	医薬品費			
				診療材料費			
				医療消耗品器具備品費			
			委託費	給食用材料費			
				検査委託費			
				給食委託費			
				寝具委託費			
				医事委託費			
				清掃委託費			
				保守委託費			
				その他の委託費			
			設備関係費	減価償却費	建物減価償却費	建物減価償却費	
					建物附属設備減価償却費	建物附属設備減価償却費	
					構築物減価償却費	構築物減価償却費	
					機械装置減価償却費	機械装置減価償却費	
					工具器具備品減価償却費	工具器具備品減価償却費	
					医療用機器減価償却費	医療用機器減価償却費	
					船舶減価償却費	船舶減価償却費	
					航空機減価償却費	航空機減価償却費	
					車両運搬具減価償却費	車両運搬具減価償却費	
					生物減価償却費	生物減価償却費	
					医療用放射性同位元素減価償却費	医療用放射性同位元素減価償却費	
					その他の有形固定資産減価償却費	その他の有形固定資産減価償却費	
					無形固定資産減価償却費	無形固定資産減価償却費	
				機器賃借料			
				地代家賃			
				修繕費			
				固定資産税			
				機器保守費			
				機器設備保険料			
				車両関係費			
				利息費用			
				除去費用			
				研修費	研究費		
			研修費				
			経費	消耗品費	備品費		
					印刷製本費		
					水道光熱費	電気料	電気料
						上下水道料	上下水道料
						ガス料	ガス料
重油料	重油料						
その他光熱費	その他光熱費						
旅費交通費	教員旅費	教員旅費					
	職員旅費	職員旅費					
	外国人教師等招聘帰国旅費	外国人教師等招聘帰国旅費					
	赴任旅費	赴任旅費					
	交通費	交通費					
	院生等旅費	院生等旅費					
通信運搬費	通信費	通信費					
	運搬費	運搬費					
賃借料							
福利厚生費							
保守費							
損害保険料							
広告宣伝費							
行事費							
諸会費							
会議費等							
報酬・委託・手数料	報酬謝金費	報酬謝金費					
	業務委託費	業務委託費					
	支払手数料	支払手数料					

損益計算書勘定科目

勘定科目		目
		奨学費
		職員被服費
		貸倒損失
		徴収不能引当金繰入額
		租税公課
		図書費
		支払リース料
		PFI費用
		交際費
		徴収不能額
		貸倒引当金繰入額
		たな卸資産評価損
		雑費
		内部仕入
教育研究支援経費	消耗品費	
	備品費	
	印刷製本費	
	水道光熱費	電気料
		上下水道料
		ガス料
		重油料
		その他光熱費
	旅費交通費	教員旅費
		職員旅費
		外国人教師等招聘帰国旅費
		赴任旅費
		交通費
		院生等旅費
	通信運搬費	通信費
		運搬費
	賃借料	土地賃借料
		建物賃借料
		その他賃借料
	車両燃料費	
	福利厚生費	
	保守費	
	修繕費	
	損害保険料	
	広告宣伝費	
	行事費	
	諸会費	
	会議費等	
	報酬・委託・手数料	報酬謝金費
		業務委託費
		支払手数料
	減価償却費	建物減価償却費
		建物附属設備減価償却費
		構築物減価償却費
		機械装置減価償却費
		工具器具備品減価償却費
		医療用機器減価償却費
		船舶減価償却費
		航空機減価償却費
		車両運搬具減価償却費
		生物減価償却費
		研究用放射性同位元素減価償却費
		その他の有形固定資産減価償却費
		無形固定資産減価償却費
	貸倒損失	

損益計算書勘定科目

		勘 定 科 目	
			徴収不能引当金繰入額
			被服費
			図書費
			図書費(除却分)
			支払リース料
			PFI費用
			交際費
			薬物費
			徴収不能額
			貸倒引当金繰入額
			雑費
			租税公課
			利息費用
			除去費用
			内部仕入
	受託研究費	教員人件費	常勤教員給与 給与及び手当 通勤手当 賞与 賞与引当金繰入額 退職給付費用 雑給 法定福利費 非常勤教員給与 給与及び手当 通勤手当 賞与 賞与引当金繰入額 退職給付費用 雑給 法定福利費
		職員人件費	常勤職員給与 給与及び手当 通勤手当 賞与 賞与引当金繰入額 退職給付費用 雑給 法定福利費 非常勤職員給与 給与及び手当 通勤手当 賞与 賞与引当金繰入額 退職給付費用 雑給 法定福利費
			消耗品費
			備品費
			印刷製本費
		水道光熱費	電気料 上下水道料 ガス料 重油料 その他光熱費
		旅費交通費	旅費 交通費
		通信運搬費	通信費 運搬費
			賃借料
			車両燃料費
			福利厚生費
			保守費
			修繕費
			損害保険料
			広告宣伝費
			行事費
			諸会費
			会議費等
		報酬・委託・手数料	報酬謝金費 業務委託費 支払手数料

損益計算書勘定科目

		勘定科目					
		減価償却費	建物減価償却費	建物減価償却費			
			建物附属設備減価償却費	建物附属設備減価償却費			
			構築物減価償却費	構築物減価償却費			
			機械装置減価償却費	機械装置減価償却費			
			工具器具備品減価償却費	工具器具備品減価償却費			
			医療用機器減価償却費	医療用機器減価償却費			
			船舶減価償却費	船舶減価償却費			
			航空機減価償却費	航空機減価償却費			
			車両運搬具減価償却費	車両運搬具減価償却費			
			生物減価償却費	生物減価償却費			
			研究用放射性同位元素減価償却費	研究用放射性同位元素減価償却費			
			その他の有形固定資産減価償却費	その他の有形固定資産減価償却費			
			無形固定資産減価償却費	無形固定資産減価償却費			
			貸倒損失				
			被服費				
			図書費				
			支払リース料				
		租税公課					
		交際費					
		薬物費					
		貸倒引当金繰入額					
		雑費					
		利息費用					
		除去費用					
		内部仕入					
		共同研究費	教員人件費	常勤教員給与	給与及び手当	給与及び手当	
					通勤手当	通勤手当	
					賞与	賞与	
					賞与引当金繰入額	賞与引当金繰入額	
				退職給付費用	退職給付費用		
				雑給	雑給		
				法定福利費	法定福利費		
				非常勤教員給与	給与及び手当	給与及び手当	
通勤手当	通勤手当						
賞与	賞与						
賞与引当金繰入額	賞与引当金繰入額						
退職給付費用	退職給付費用						
雑給	雑給						
法定福利費	法定福利費						
職員人件費	常勤職員給与		給与及び手当	給与及び手当			
			通勤手当	通勤手当			
		賞与	賞与				
		賞与引当金繰入額	賞与引当金繰入額				
	退職給付費用	退職給付費用					
	雑給	雑給					
	法定福利費	法定福利費					
	非常勤職員給与	給与及び手当	給与及び手当				
通勤手当		通勤手当					
賞与		賞与					
賞与引当金繰入額		賞与引当金繰入額					
退職給付費用	退職給付費用						
雑給	雑給						
法定福利費	法定福利費						
消耗品費							
備品費							
印刷製本費							
水道光熱費	電気料	電気料					
	上下水道料	上下水道料					
	ガス料	ガス料					
	重油料	重油料					
その他光熱費	その他光熱費						
旅費交通費	旅費						

損益計算書勘定科目

		勘 定 科 目		
			交通費	
			通信運搬費	通信費
				運搬費
			賃借料	
			車両燃料費	
			福利厚生費	
			保守費	
			修繕費	
			損害保険料	
			広告宣伝費	
			行事費	
			諸会費	
			会議費等	
			報酬・委託・手数料	報酬謝金費
				業務委託費
				支払手数料
			減価償却費	建物減価償却費
				建物附属設備減価償却費
				構築物減価償却費
				機械装置減価償却費
				工具器具備品減価償却費
				医療用機器減価償却費
				船舶減価償却費
				航空機減価償却費
				車両運搬具減価償却費
				生物減価償却費
				研究用放射性同位元素減価償却費
				その他の有形固定資産減価償却費
				無形固定資産減価償却費
			貸倒損失	
			被服費	
			図書費	
			支払リース料	
			租税公課	
			交際費	
			薬物費	
			貸倒引当金繰入額	
			雑費	
			利息費用	
			除去費用	
			内部仕入	
			受託事業費等	教員人件費
			通勤手当	
			賞与	
			賞与引当金繰入額	
			退職給付費用	
			雑給	
			法定福利費	
		非常勤教員給与	給与及び手当	
			通勤手当	
			賞与	
			賞与引当金繰入額	
			退職給付費用	
			雑給	
			法定福利費	
	職員人件費	常勤職員給与	給与及び手当	
			通勤手当	
			賞与	
			賞与引当金繰入額	
			退職給付費用	
			雑給	
			法定福利費	

損益計算書勘定科目

		勘定科目	
			非常勤職員給与
			給与及び手当
			通勤手当
			賞与
			賞与引当金繰入額
			退職給付費用
			雑給
			法定福利費
		消耗品費	
		備品費	
		印刷製本費	
		水道光熱費	電気料
			上下水道料
			ガス料
			重油料
			その他光熱費
		旅費交通費	旅費
			交通費
		通信運搬費	通信費
			運搬費
		賃借料	
		車両燃料費	
		福利厚生費	
		保守費	
		修繕費	
		損害保険料	
		広告宣伝費	
		行事費	
		諸会費	
		会議費等	
		報酬・委託・手数料	報酬謝金費
			業務委託費
			支払手数料
		奨学費	
		減価償却費	建物減価償却費
			建物附属設備減価償却費
			構築物減価償却費
			機械装置減価償却費
			工具器具備品減価償却費
			医療用機器減価償却費
			船舶減価償却費
			航空機減価償却費
			車両運搬具減価償却費
			生物減価償却費
			研究用放射性同位元素減価償却費
			その他の有形固定資産減価償却費
			無形固定資産減価償却費
		貸倒損失	
		被服費	
		図書費	
		支払リース料	
		租税公課	
		交際費	
		薬物費	
		貸倒引当金繰入額	
		雑費	
		利息費用	
		除去費用	
		内部仕入	
	役員人件費	報酬	常勤役員報酬
			非常勤役員報酬
			常勤役員通勤手当
			非常勤役員通勤手当

損益計算書勘定科目

勘定科目		目		
		賞与	常勤役員賞与	
			非常勤役員賞与	
		賞与引当金繰入額	常勤役員賞与引当金繰入額	
			非常勤役員賞与引当金繰入額	
		退職給付費用	常勤役員退職給付費用	
			非常勤役員退職給付費用	
		法定福利費	常勤役員法定福利費	
			非常勤役員法定福利費	
	教員人件費	常勤教員給与	給料	給料 通勤手当
			賞与	
			賞与引当金繰入額	
			退職給付費用	
			退職給付引当金繰入額	
			解雇予告手当	
			法定福利費	
		非常勤教員給与	給料	給料 通勤手当
			賞与	
			賞与引当金繰入額	
			退職給付費用	
			解雇予告手当	
			法定福利費	
			雑給	
	職員人件費	常勤職員給与	給料	給料 通勤手当
			賞与	
賞与引当金繰入額				
退職給付費用				
退職給付引当金繰入額				
解雇予告手当				
法定福利費				
非常勤職員給与		給料	給料 通勤手当	
		賞与		
		賞与引当金繰入額		
		退職給付費用		
		解雇予告手当		
		法定福利費		
		雑給		
一般管理費	消耗品費			
	備品費			
	印刷製本費			
	水道光熱費	電気料		
		上下水道料		
		ガス料		
		重油料		
		その他光熱費		
	旅費交通費	教員旅費		
		職員旅費		
		外国人教師等招聘帰国旅費		
		赴任旅費		
		交通費		
		役員旅費		
		院生等旅費		
	通信運搬費	通信費		
		運搬費		
賃借料	土地賃借料			
	建物賃借料			

損益計算書勘定科目

勘定科目		勘定科目	
		その他賃借料	
	車両燃料費		
	福利厚生費		
	保守費		
	修繕費		
	損害保険料		
	広告宣伝費		
	行事費		
	諸会費		
	会議費等		
	報酬・委託・手数料	報酬謝金費	
		業務委託費	
		支払手数料	
	租税公課		
	減価償却費	建物減価償却費	
		建物附属設備減価償却費	
		構築物減価償却費	
		機械装置減価償却費	
		工具器具備品減価償却費	
		医療用機器減価償却費	
		船舶減価償却費	
		航空機減価償却費	
		車両運搬具減価償却費	
		生物減価償却費	
		研究用放射性同位元素減価償却費	
		その他の有形固定資産減価償却費	
		無形固定資産減価償却費	
	貸倒損失		
	徴収不能引当金繰入額		
	被服費		
	図書費		
	支払リース料		
	PFI費用		
	交際費		
	徴収不能額		
	貸倒引当金繰入額		
	雑費		
	薬物費		
	利息費用		
	除去費用		
	環境対策引当金繰入額		
	内部仕入		
財務費用	支払利息		
	国立大学法人債利息		
	債券発行差額償却		
	有価証券運用損		
	関係会社株式評価損		
	その他の関係会社株式評価損		
	為替差損		
	その他財務損失		
医業外費用	診療費減免		
	患者外給食用材料費		
	その他医業外費用		
雑損	図書除却損		
	その他雑損		
経常収益	運営費交付金収益		
	承継剰余金債務戻入		
	授業料収益		
	入学金収益		

損益計算書勘定科目

勘 定 科 目				
検定料収益				
附属病院収益	医業収益	入院診療収益		
		室料差額収益		
		外来診療収益		
		保健予防活動収益		
		受託検査・施設利用収益		
		その他の医業収益		
		保険等査定減		
受託研究収益	受託研究収益(国)			
	受託研究収益(地公体)			
	受託研究収益(独法)			
	受託研究収益(国大)			
	受託研究収益(株)			
	受託研究収益(その他)			
共同研究収益	共同研究収益(国)			
	共同研究収益(地公体)			
	共同研究収益(独法)			
	共同研究収益(国大)			
	共同研究収益(株)			
	共同研究収益(その他)			
受託事業収益	受託事業収益(国)			
	受託事業収益(地公体)			
	受託事業収益(独法)			
	受託事業収益(国大)			
	受託事業収益(株)			
	受託事業収益(その他)			
共同事業収益	共同事業収益(国)			
	共同事業収益(地公体)			
	共同事業収益(独法)			
	共同事業収益(国大)			
	共同事業収益(株)			
	共同事業収益(その他)			
寄附金収益				
補助金等収益				
施設費収益				
財源措置予定額収益				
その他	その他業務収益			
財務収益	受取利息			
	有価証券利息			
	有価証券運用益			
	為替差益			
	その他財務収益			
医業外収益	患者外給食収益			
	その他医業外収益			
雑益	財産貸付料収入	財産貸付料収入		
		職員宿舍料収入		
		学生寄宿料収入		
	入場料収入			
	講習料収益			
	物品受贈益			
	貸倒引当金戻入益	未収学生納付金収入		
		徴収不能引当金戻入益		
		未収附属病院収入徴収不能引当金戻入益		
		その他未収入金徴収不能引当金戻入益		
	環境対策引当金戻入益			

損益計算書勘定科目

		勘 定 科 目				
		その他雑益	版權及び特許権等収入			
			弁償及び違約金			
			農場及び演習林収入			
			文献複写料			
			大型計算機利用負担金			
			研究関連収入			
			入試センター試験収入			
			臨床試験収入			
			診療所収入			
			その他雑益			
		内部売上				
臨時損失	固定資産除却損	建物除却損				
		建物附属設備除却損				
		構築物除却損				
		機械装置除却損				
		工具器具備品除却損				
		医療用機器除却損				
		図書除却損				
		美術品・收藏品除却損				
		船舶除却損				
		車両運搬具除却損				
		その他固定資産除却				
		固定資産売却損	土地売却損			
			建物売却損			
	建物附属設備売却損					
	構築物売却損					
	機械装置売却損					
	工具器具備品売却損					
	医療用機器売却損					
	図書売却損					
	美術品・收藏品売却損					
	船舶売却損					
	車両運搬具売却損					
	その他固定資産売却					
	減損損失					
	災害損失					
	投資有価証券評価損					
	関連会社株式評価損					
	その他関連会社有価証券評価損					
	出資金評価損					
	その他臨時損失	保証債務損失引当金繰入額				
		環境対策引当金繰入額				
		環境対策費				
		退職給付引当金繰入額(臨時)	常勤教員退職給付引当金繰入額(臨時)			
		常勤職員退職給付引当金繰入額(臨時)				
その他臨時損失						
臨時利益	固定資産売却益	土地売却益				
		建物売却益				
		建物附属設備売却益				
		構築物売却益				
		機械装置売却益				
		工具器具備品売却益				
		医療用機器売却益				
		図書売却益				
		美術品・收藏品売却益				
		船舶売却益				
		車両運搬具売却益				
		その他固定資産売却益				
		運営費交付金収益(臨時)				

損益計算書勘定科目

		勘 定 科 目			
	承継剰余金債務戻入 (臨時)				
	補助金等収益(臨時)				
	その他臨時収益	償却債権取立益			
		その他臨時収益			
当期純利益	当期純利益(又は当期 純損失)				
目的積立金取崩額	目的積立金取崩額				
前中期目標期間繰越 積立金取崩額	前中期目標期間繰越 積立金取崩額				
当期総利益	当期総利益(又は当期 総損失)				

別表 2 (第 8 条・第 9 条関係)

予算単位	予算責任者として 指定される職名
人文科学研究院	研究院長
比較社会文化研究院	研究院長
人間環境学研究院	研究院長
法学研究院	研究院長
経済学研究院	研究院長
言語文化研究院	研究院長
理学研究院	研究院長
数理学研究院	研究院長
医学研究院	研究院長
歯学研究院	研究院長
薬学研究院	研究院長
工学研究院	研究院長
システム情報科学研究院	研究院長
総合理工学研究院	研究院長
農学研究院	研究院長
芸術工学研究院	研究院長
高等研究院	研究院長
基幹教育院	教育院長
法務学府	学府長
システム生命科学府	学府長
統合新領域学府	学府長
共創学部	学部長
教育学部	学部長
生体防御医学研究所	所長
応用力学研究所	所長
先導物質化学研究所	所長
マス・フォア・インダストリ研究所	所長
カーボンニュートラル・エネルギー国際研究所	所長
病院	病院長
農学部附属農場	農場長
農学部附属演習林	演習林長
附属図書館	館長

実験生物環境制御センター	センター長
熱帯農学研究センター	センター長
アイソトープ統合安全管理センター	センター長
中央分析センター	センター長
留学生センター	センター長
総合研究博物館	館長
システムL S I 研究センター	センター長
国際宇宙惑星環境研究センター	センター長
韓国研究センター	センター長
情報基盤研究開発センター	センター長
医療系統合教育研究センター	センター長
超伝導システム科学研究センター	センター長
未来デザイン学センター	センター長
超顕微解析研究センター	センター長
西部地区自然災害資料センター	センター長
ロバート・ファン／アントレプレナーシップ・センター	センター長
水素エネルギー国際研究センター	センター長
未来化学創造センター	センター長
鉄鋼リサーチセンター	センター長
低温センター	センター長
加速器・ビーム応用科学センター	センター長
グリーンテクノロジー研究教育センター	センター長
シンクロトロン光利用研究センター	センター長
先端医療オープンイノベーションセンター	センター長
極限プラズマ研究連携センター	センター長
有体物管理センター	センター長
分子システム科学センター	センター長
日本エジプト科学技術連携センター	センター長
プラズマナノ界面工学センター	センター長
E Uセンター	センター長
環境発達医学研究センター	センター長
ユヌス&椎木ソーシャル・ビジネス研究センター	センター長
次世代燃料電池産学連携研究センター	センター長
最先端有機光エレクトロニクス研究センター	センター長
先端素粒子物理研究センター	センター長

水素材料先端科学研究センター	センター長
キャンパスライフ・健康支援センター	センター長
五感応用デバイス研究開発センター	センター長
サイバーセキュリティセンター	センター長
植物フロンティア研究センター	センター長
先進電気推進飛行体研究センター	センター長
ネガティブエミッションテクノロジー研究センター	センター長
洋上風力研究教育センター	センター長
エネルギー研究教育機構	機構長
アジア・オセアニア研究教育機構	機構長
学術研究・産学官連携本部	本部長
データ駆動イノベーション推進本部	本部長
伊都診療所	所長
事務局	事務局長
人文社会科学系事務部	事務部長
医系学部等事務部	事務部長
筑紫地区事務部	事務部長

別記様式第1号（第16条第1項関係）

九大 第 号  
年 月 日

九州大学総長 殿

出納職員設置事務部の長

取引金融機関指定（変更・廃止）申請書

国立大学法人九州大学会計規則第15条に基づき、取引金融機関を下記のとおり指定  
（変更・廃止）したいので申請します。

記

金融機関名

金融機関所在地

選定（変更・廃止）理由

取引開始（変更・廃止）予定年月日

別記様式第2号（第16条第2項関係）

九大 第 号  
年 月 日

出納職員設置事務部の長 殿

九州大学総長

取引金融機関指定（変更・廃止）通知書

国立大学法人九州大学会計規則第15条に基づき、取引金融機関を下記のとおり指定（変更・廃止）を承認したので通知する。

記

取引金融機関名

指定（変更・廃止）年月日







別記様式第5号（第38条関係）

貸借対照表  
（〇〇年3月31日）

資産の部

I 固定資産

1	有形固定資産		
	土地	X X X	
	減損損失累計額	<u>X X X</u>	X X X
	建物	X X X	
	減価償却累計額	X X X	
	減損損失累計額	<u>X X X</u>	X X X
	構築物	X X X	
	減価償却累計額	X X X	
	減損損失累計額	<u>X X X</u>	X X X
	機械装置	X X X	
	減価償却累計額	X X X	
	減損損失累計額	<u>X X X</u>	X X X
	工具器具備品	X X X	
	減価償却累計額	X X X	
	減損損失累計額	<u>X X X</u>	X X X
	図書		X X X
	美術品・收藏品		X X X
	船舶	X X X	
	減価償却累計額	X X X	
	減損損失累計額	<u>X X X</u>	X X X
	車両運搬具	X X X	
	減価償却累計額	X X X	
	減損損失累計額	<u>X X X</u>	X X X
	建設仮勘定		X X X
	.....		<u>X X X</u>
	有形固定資産合計		<u>X X X</u>
2	無形固定資産		
	特許権		X X X
	借地権		X X X
	商標権		X X X
	実用新案権		X X X
	意匠権		X X X
	鉱業権		X X X
	漁業権		X X X
	ソフトウェア		X X X
	.....		<u>X X X</u>
	無形固定資産合計		<u>X X X</u>
3	投資その他の資産		
	投資有価証券		X X X
	関係会社株式		X X X

減価償却引当特定資産		X X X	
国立大学法人等債償還引当特定資産		X X X	
長期貸付金		X X X	
関係法人長期貸付金		X X X	
長期前払費用		X X X	
未収財源措置予定額		X X X	
.....		<u>X X X</u>	
投資その他の資産合計		<u>X X X</u>	
固定資産合計			<u>X X X</u>

## II 流動資産

現金及び預金		X X X	
未収学生納付金収入	X X X		
徴収不能引当金	<u>X X X</u>	X X X	
未収附属病院収入	X X X		
徴収不能引当金	<u>X X X</u>	X X X	
受取手形	X X X		
貸倒引当金	<u>X X X</u>	X X X	
契約資産	X X X		
貸倒引当金	<u>X X X</u>	X X X	
有価証券		X X X	
一年以内償還予定国立大学法人等債償還引当特定資産		X X X	
たな卸資産		X X X	
医薬品及び診療材料		X X X	
前渡金		X X X	
前払費用		X X X	
未収収益		X X X	
.....		<u>X X X</u>	
流動資産合計			<u>X X X</u>
資産合計			X X X

## 負債の部

### I 固定負債

長期繰延補助金等		X X X	
長期寄附金債務		X X X	
長期前受受託研究費		X X X	
長期前受共同研究費		X X X	
長期前受受託事業費等		X X X	
大学改革支援・学位授与機構債務負担金		X X X	
長期借入金		X X X	
国立大学法人等債	X X X		
債券発行差額	<u>X X X</u>	X X X	
引当金			
退職給付引当金	X X X		
追加退職給付引当金	X X X		
.....	<u>X X X</u>	X X X	

資産除去債務		X X X	
長期未払金		X X X	
.....		X X X	
固定負債合計			<u>X X X</u>
II 流動負債			
運営費交付金債務		X X X	
授業料債務		X X X	
預り施設費		X X X	
預り補助金等		X X X	
寄附金債務		X X X	
前受受託研究費		X X X	
前受共同研究費		X X X	
前受受託事業費等		X X X	
前受金		X X X	
預り金		X X X	
短期借入金		X X X	
一年以内返済予定長期借入金		X X X	
一年以内償還予定国立大学法人	X X X		
等債			
債券発行差額	<u>X X X</u>	X X X	
未払金		X X X	
契約負債		X X X	
前受収益		X X X	
未払費用		X X X	
未払消費税等		X X X	
引当金		X X X	
資産除去債務		X X X	
.....		X X X	
流動負債合計			<u>X X X</u>
負債合計			X X X
純資産の部			
I 資本金			
政府出資金		<u>X X X</u>	
資本金合計			X X X
II 資本剰余金			
資本剰余金		X X X	
減価償却相当累計額 (一)		- X X X	
減損損失相当累計額 (一)		- X X X	
有価証券損益相当累計額 (確定)		± X X X	
(±)			
有価証券損益相当累計額(その他)		± X X X	
(±)			
利息費用相当累計額 (一)		- X X X	
除売却差額相当累計額 (一)		- X X X	
民間出えん金		<u>X X X</u>	
資本剰余金合計			X X X
III 利益剰余金 (又は繰越欠損金)			

前中期目標期間繰越積立金	X X X		
（何）積立金	X X X		
積立金	X X X		
当期未処分利益	<u>X X X</u>		
（又は当期未処理損失）			
（うち当期総利益（又は当期総損失）	X X X)		
利益剰余金（又は繰越欠損金）合		X X X	
計			
IV 評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金	X X X		
.....	<u>X X X</u>		
評価・換算差額等合計		<u>X X X</u>	
純資産合計			X X X
負債純資産合計			<u>X X X</u>

別記様式第6号（第38条関係）

損益計算書  
（〇〇年4月1日～〇〇年3月31日）

経常費用			
業務費			
教育経費	X X X		
研究経費	X X X		
診療経費	X X X		
教育研究支援経費	X X X		
受託研究費	X X X		
共同研究費	X X X		
受託事業費等	X X X		
役員人件費	X X X		
教員人件費	X X X		
職員人件費	X X X		
.....	<u>X X X</u>	X X X	
一般管理費		X X X	
財務費用			
支払利息	X X X		
.....	<u>X X X</u>	X X X	
雑損		<u>X X X</u>	
経常費用合計			<u>X X X</u>
経常収益			
運営費交付金収益		X X X	
授業料収益		X X X	
入学金収益		X X X	
検定料収益		X X X	
附属病院収益		X X X	
受託研究収益		X X X	
共同研究収益		X X X	
受託事業等収益		X X X	
寄附金収益		X X X	
財務収益			
受取利息	X X X		
有価証券利息	X X X		
.....	<u>X X X</u>	X X X	
雑益			
財産貸付料収入	X X X		
(何) 入場料収入	X X X		
物品受贈益	X X X		
(何) 引当金戻入益	X X X		
.....	<u>X X X</u>	<u>X X X</u>	
経常収益合計			<u>X X X</u>
経常利益			X X X
臨時損失			

固定資産除却損	X X X	
減損損失	X X X	
災害損失	X X X	
.....	<u>X X X</u>	X X X
臨時利益		
固定資産売却益	X X X	
(何)引当金戻入益	X X X	
.....	<u>X X X</u>	<u>X X X</u>
当期純利益		X X X
目的積立金取崩額		<u>X X X</u>
当期総利益		<u><u>X X X</u></u>



別記様式第8号（第38条関係）

キャッシュ・フロー計算書  
 (〇〇年4月1日～〇〇年3月31日)

I 業務活動によるキャッシュ・フロー

原材料、商品又はサービスの購入による支出	- X X X
人件費支出	- X X X
その他の業務支出	- X X X
運営費交付金収入	X X X
授業料収入	X X X
入学金収入	X X X
検定料収入	X X X
附属病院収入	X X X
受託研究収入	X X X
共同研究収入	X X X
受託事業等収入	X X X
.....	X X X
補助金等収入	X X X
補助金等の精算による返還金の支出	- X X X
寄附金収入	<u>X X X</u>
小計	<u>X X X</u>
.....	X X X
国庫納付金の支払額	- <u>X X X</u>
業務活動によるキャッシュ・フロー	<u>X X X</u>

II 投資活動によるキャッシュ・フロー

有価証券の取得による支出	- X X X
有価証券の売却による収入	X X X
有形固定資産の取得による支出	- X X X
有形固定資産及び無形固定資産の売却による収入	X X X
減価償却引当特定資産の繰入による支出	- X X X
減価償却引当特定資産の取崩による収入	X X X
施設費による収入	X X X
施設費の精算による返還金の支出	- X X X
大学改革支援・学位授与機構への納付による支出	- X X X
金銭出資による支出	- X X X
資産除去債務の履行による支出	- X X X
.....	X X X
小計	<u>X X X</u>
利息及び配当金の受取額	<u>X X X</u>
投資活動によるキャッシュ・フロー	<u>X X X</u>

III 財務活動によるキャッシュ・フロー

短期借入れによる収入	X X X
短期借入金の返済による支出	- X X X

	国立大学法人等債の償還による支出	X X X
	国立大学法人等債の発行による収入	X X X
	国立大学法人等債償還引当特定資産の繰入による支出	- X X X
	国立大学法人等債償還引当特定資産の取崩による収入	X X X
	長期借入金の返済による支出	- X X X
	金銭出資の受入による収入	X X X
	民間出えん金の受入による収入	X X X
	.....	<u>X X X</u>
	小計	X X X
	利息の支払額	- <u>X X X</u>
	財務活動によるキャッシュ・フロー	X X X
IV	資金に係る換算差額	X X X
V	資金増加額（又は減少額）	X X X
VI	資金期首残高	<u>X X X</u>
VII	資金期末残高	<u>X X X</u>

別記様式第9号（第38条関係）

利益の処分に関する書類  
（〇〇年〇月〇日）

I	当期末処分利益			X X X
	当期総利益		X X X	
	前期繰越欠損金	X X X		
II	利益処分量			
	積立金		X X X	
	国立大学法人法第35条の2において準用する 独立行政法人通則法第44条第3項により 文部科学大臣の承認を受けた額 （何）積立金	X X X	X X X	
	.....	X X X		
	.....	<u>X X X</u>	<u>X X X</u>	<u>X X X</u>

損失の処理に関する書類  
（〇〇年〇月〇日）

I	当期末処理損失			X X X
	当期総損失	X X X		
	（当期総利益）		( X X X )	
	前期繰越欠損金	X X X		
II	損失処理額			
	（何）積立金取崩額	X X X		
	.....	X X X		
	積立金取崩額	X X X		X X X
III	次期繰越欠損金			X X X

九州大学総長 殿

出納職員設置事務部の長

事 故 報 告 書

下記のとおり、現金（有価証券）を亡失（毀損）したので報告します。

記

1. 事故の概要
2. 事故発生の日時及び場所
3. 亡失（毀損）した現金（有価証券）の額
4. 事故発見の日時、発見者、発見の動機及び発見時の状況
5. 事故の原因となった事実の詳細
6. 平常時の保管状況
7. 事故発見後の措置
8. その他参考事項

備 考

その他参考になるべき資料として次の書類を添付する。

- ア 盗難の場合は、警察署の証明書
- イ 火災の場合は、消防署の証明書
- ウ 亡失（毀損）した現場の略図及び写真等